

秋田市災害危険区域に関する条例実施要領

〔令和3年5月27日
都市整備部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市災害危険区域に関する条例施行規則（令和3年秋田市規則第7号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 秋田市災害危険区域に関する条例（以下「条例」という。）、規則およびこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住居用建築物 一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）、長屋、共同住宅、寄宿舍、老人ホーム、福祉ホームその他これに類するものをいう。

(2) 地盤面 建築物が周囲の地面と接する位置をいう。

(認定の基準)

第3条 条例第3条第1号に規定する住居用建築物のうち、地盤面を盛土によってかさ上げする場合は、都市計画法第33条第1項第7号および秋田市宅地開発技術指針（盛土等の安全性に関する部分に限る。）に基づくものとする。ただし、建築物の安全上支障がないと市長が認める場合においてはこの限りでない。

(認定の申請の様式等)

第4条 災害危険区域内住居用建築物認定申請書は様式第1号とし、正本1通および副本1通にそれぞれ規則第2条第2項に規定する書類を添付するものとする。

2 前項の添付書面のうち、配置図、立面図又は断面図には、条例第3条に規定する災害危険基準高を記載するものとし、同条第1号に掲げる建

建築物に係る申請にあつては地盤面と同条第2号に掲げる建築物に係る申請にあつては居室部分との高さの差が確認できるものとする。

(認定の可否の通知)

第5条 規則第3条の通知は災害危険区域内住居用建築物認定通知書(様式第2号)又は認定しない旨の通知書(様式第3号)によるものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。